

## 第 1 現状と今後の基本的な方針

全国における平成 3 0 年中の交通事故死者数は 3, 5 3 2 人で、前年に比べ 1 6 2 人 (4. 4 %) 減少、昭和 2 3 年に統計を取り始めて最少だった昨年の記録を塗り替えた。

一方、宮城県の交通事故発生件数は、6 8 1 5 件、負傷者数は 8, 5 0 6 人で、いずれも前年に比べ約 1 0 % づつ減少する中で、死者数は、過去最少を記録した前年に及ばなかったものの抑止目標の 5 6 人となった。

このような中で、安全運転管理者選任事業所に係る交通事故の情勢は、交通事故発生件数は 1 8 年ぶりに 1, 0 0 0 件を下回り、9 1 1 件となり、死者数は 6 人となり、5 年連続の一桁台を維持するとともに、協会発足以来最少を記録した昨年度と並んだ。

一方、飲酒運転の根絶には至らず、悪質な飲酒運転による事故が 9 件発生、微増ながら増加に転じたことは大きな懸念材料である。

新法人として 6 年目、宮城県安全運転管理者連絡協議会の発足から 5 0 年目を迎える平成 3 1 年度は、これまでの約半世紀にわたる地道な活動によって得られた経験を基に、事業所はもとより「地域における交通事故の絶無を期する」という協会の使命を全うするため、初心に立ち返り安全運転管理の質的、能力的な更なる向上を図るための再スタートの年と位置づけ、各種事業等を計画的かつ効率的に推進していく必要がある。

そこで、当協会の平成 3 1 年度における事業活動の基本を

- 交通死亡事故の抑止
- 交通事故総発生件数の減少
- 飲酒運転の根絶

とするとともに、

- 「安管旗」を掲出して交通事故ゼロを達成しよう
- 1 事業所 1 運動を推進しよう
- 飲酒運転「しない させない 許さない」を広めよう

を実践スローガンとして、従業員一人ひとりが交通事故防止を意識する気運の醸成を図る。

また、個々の事業所が社会の安全確保や発展のために積極的に参加することの重要性を広め、我々の活動理念に賛同する会員の輪を拡大することにより、交通安全活動の強力な推進団体としての負託に応えていくものとする。

## 第 2 交通事故防止に向けた各種交通安全活動の推進

安全運転管理者選任事業所に係る交通事故を防止し、交通安全を図るため、国の「第10次交通安全基本計画」に基づく「第10次宮城県交通安全計画」及び「宮城県交通安全県民運動実施要綱」を踏まえ、『～交通ルール守るあなたが守られる～』とする基本スローガンや平成31年の交通安全年間スローガンに基づく各種の活動を推進することにより、「安全で安心な社会環境づくり」のために寄与するものとする。

各地区会及び各事業所は、それぞれの特性と実態に即した自主的活動を促進するとともに、全事業所において、「安管旗」を積極的に掲出し、「1事業所1運動」を積極的に推進するなど、各種交通安全活動を効果的に推進し、地域社会と一体となった安全で安心な地域社会の実現のために積極的に貢献する。協会は、これらの活動に積極的に支援する。

## 1 安全運転管理能力向上対策の推進

安全運転管理者が、各事業所において実質的かつ効果的な安全運転管理が行われるよう個々の管理技能の向上を図るため、引き続き、法定講習内容の充実と講習環境の改善に努めるとともに、未受講者対策を講じることによって安全運転管理機能が有効に発揮されるように努める。

講師を「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」の「安全運転管理課程」に入所派遣し、同課程を履修させ、講習の充実を図るとともに、「東北地区内各県安全運転管理者等法定講習講師研修会」に講習部長以下を出席させ、講習技能の向上を図る。

## 2 効果的な交通安全対策の推進

### (1) 各種交通安全運動・活動の展開

「子供と高齢者の交通事故防止運動」、「歩行者事故防止運動」及び「飲酒運転根絶運動」などの年間運動、また、期間を定めて全国的に展開される「春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動」のほか、宮城県交通安全対策協議会で設定し、期間を設定して実施される「自転車安全利用推進運動」、「夏の交通事故防止運動」、「夕暮れ時の交通事故防止運動（ラ・ラ・ラ運動）」、「冬道の安全運転1・2・3運動」及び「年末年始の交通事故防止運動」の各運動を実施する。

また、「マナーアップ強化日」、「飲酒運転根絶の日」及び「交通事故死ゼロを目指す日」などの日を定めて行う運動を推進する。

このほか、「交通事故防止対策コンクール」及び、みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「あなたもチャレンジ！無事故無違反『セーフティ1・2・3』」に参加・協力するとともに、高速道路における安全運転管理者選任事業所に係る交通事故防止を図るため、引き続き、高速道路交通安全協会への参画を通じて高速道路での交通安全活動を推進する。

(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

春の交通安全県民総ぐるみ運動期間中における県協会事業の一環として、会員事業所の若手社員等を対象とした「フレッシュヤーのための交通安全講習会」を実施するほか、自動車学校が行う「冬道スキッド講習」の受講を公式ホームページを通じて奨励する。

(3) 広報・啓発、情報発信活動の推進

ア 通年でのFMコミュニティラジオのほか、民放ラジオ、新聞等各種メディアを活用し、交通情勢等に即した交通安全に関する広報・啓発に努める。

イ 公式ホームページに「県協会の各種会議、活動等」、「各地区会・会員事業所の活動状況」、「交通事故統計」、「貸し出しDVD」、「法定講習日程」のほか、警察本部の交通事故分析資料等の多様な情報を継続して掲載し、これら交通安全情報の積極的な発信に努める。

ウ 会員事業所に対する各種交通安全情報の提供に資するため、「メール配信システム」の登録を促進し、質・量両面の充実を図り、積極的かつ効果的な情報発信に努める。

オ 全会員事業所に対し「安管旗（交通安全旗）」の無償配付を行い、「安管旗」の掲出を促進することによって、協会の活動理念を内外に広め、賛同する事業所の拡充を図り、もって組織基盤の強化につなげる。

(4) 会員事業所のニーズに応える活動の推進

ア 安全運転管理者等からの諸相談に対し、積極的に対応し、助言活動を推進する。また、法定講習に支障の及ばない範囲で、各事業所で行う各種講習会に講師を派遣する。

イ 各地区会や各事業所で実施する交通安全講習会や社員・従業員に対する交通安全教育に資するため、無料貸し出し用の交通安全DVD等教材の充実整備を図るとともに、従業員の安全教育のための「安全運転自己診断チェック」等の教材資料の斡旋を行う。

ウ 安全運転管理者の交通事故防止活動の成果をリスク管理に反映させるため、東北自動車共済組合との連携を強化する。

(5) 表彰による積極的な賞揚

表彰規程に基づく表彰をはじめ、全日本交通安全協会、東北交通安全協会等の各種表彰に当たり、各地区会及び各事業所における活動や成果等について適正に評価して上申し、積極的な賞揚と士気の高揚に努める。

### 第3 組織運営の効率化と強化対策の推進

#### 1 組織基盤の強化対策の推進

東日本大震災や経済情勢等の影響により、長期間に及んで会員事業所が減少傾向で推移している。一時期は、下げ止まり感が見えたものの、安全運転管理者選任事業所が増加している中で、新規会員の加入に結びつかず、協会加入率は61%台まで降下している。県協会と各地区会及び会員事業所は、このような現状認識のもとに、県協会のシンボルたる「安管旗」等を積極的に掲出し、交通安全活動に真摯に取り組む姿勢を内外に示すなど、我々の運動理念を広める活動を積極的に行うことにより、新規会員の加入促進等、組織基盤の強化に務める。

##### (1) 創立50周年記念行事の開催

宮城県安全運転管理者協会は、1969年（昭和44年）4月23日、宮城県安全運転管理者連絡協議会としてスタートしてから50年が経過した。その間、会員相互の情報交換や親睦を図ることによって安全運転管理業務の活性化、高度化を推進してきた結果、交通事故発生件数、死者数とも大幅に減少させると共に、交通安全の推進団体としての地位を確立し、地域の安全安心を支える一角として大きな役割を果たしてきた。創立50年の節目にあたり、そのような安全運転管理者会の果たしてきた役割とその重要性を内外にアピールするとともに、安全運転管理者制度の普及啓発と新規会員の募集活動を行い、組織基盤の強化につなげる必要がある。そのために、安全運転管理者会のシンボルマークを定めるとともに、県協会・地区会加入の安全運転管理者たる地位を明確にするため記章を作成して頒布する等の記念行事を行う。

##### (2) 新規会員加入促進への取り組み

昨年度、会員特典の拡充方策として、会員の交通事故リスク管理を支援する目的で自動車共済の「集団割引制度」を導入した。このような会員特典を未加入事業所に積極的に発信することによって新規会員の加入につなげる。

その集中的な取り組みとして、「春・秋の会員加入促進期間」を設定し、各地区会役員による事業所訪問活動の他、加入促進パンフレットを送達するなどにより、新規会員の加入促進に努める。

また、法定講習等の機会を通じ、未加入事業所への勧誘に努めるほか、各種会議のテーマとして採り上げ、協議を行うなどにより会員加入促進の機運盛り上げに努める。

##### (3) 会費納入の促進

県協会及び各地区会の経済的基盤となる会費の納入状況を把握の上、地域の実態等諸事情を勘案しながら、納入を促すなどにより、未納の解消に努める。

(4) 効率的な予算の執行

効果的な事業を推進するため、従来の事業の効果等を踏まえ、会員事業所にとって有益となる事業に重点を置くこととする。

特に、既存のシステムについて、費用対効果を検証して見直しを行う。

(5) 県警察及び関係機関・団体との連携

県警察本部交通部や県下各警察署をはじめ、宮城県及び宮城県交通安全協会（各地区交通安全協会含む。）等、関係機関・団体との相互間の連携、協力態勢を維持し、積極的な情報交換等を行うなどにより、効率的な業務の推進に努める。

2 適正かつ円滑な事務局運営

(1) 各地区会との連携

安全運転管理業務の効果的な推進を図る上で、県協会と各地区会との連携、協力は極めて重要であることから、「安管事務担当者会議」を開催するなど、情報の共有化とコミュニケーションの確保を図り、諸業務の円滑、効率的な推進に努める。

特に、会員事業所において「メール配信システム」を通じて送信された各種情報について、効果的な活用が図られるよう、各地区会との連携を図り、メールアドレスの登録率の向上に努める。

(2) 事務局業務の運営

県協会としての各般の業務が、効率的に適正かつ的確に推進されるよう職員個々の研鑽と業務遂行能力の向上に努めるとともに、職員が一体となって合理性と省力化に配慮した業務を推進する。

特に、宮城県や宮城県警察の所管する部門との密接な連携により、最新情報の入手に努め、これを会員の業務に反映させる。

さらに、法人法に基づく適正な法人運営に努めるため、宮城県等が開催する法人運営の各種セミナーや各種講座に積極的に参加する。